広島市特定建築物定期報告の状況等の公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第12 条第1項の規定による市長に対する建築物の定期調査結果の報告(以下「定期報告」という。) に係る状況等の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表対象建築物)

第2条 公表の対象となる建築物は、法第12条第1項の規定により、同項に規定する政令で 定める建築物及び広島市建築基準法施行細則(昭和53年広島市規則第31号。以下「細則」 という。)第15条第1項において市長が指定する建築物(以下「特定建築物」という。) とする。

(公表事項)

- 第3条 公表する事項は、次に掲げる事項とし、別記様式によるものとする。
 - (1) 特定建築物の名称
 - (2) 特定建築物の所在地
 - (3) 特定建築物の用途
 - (4) 細則第16条第1項に規定する定期報告の時期(以下「報告年度」という。) における 当該定期報告の有無又は免除の別
 - (5) 次回報告年度

(公表期間)

- 第4条 公表する期間は、次のとおりとする。
 - (1) 前条第1号から第3号まで及び第5号に規定する事項については、当該特定建築物が第2条の特定建築物である間とする。
 - (2) 前条第4号に規定する事項については、当該特定建築物の報告年度の翌年度から次回報告年度の翌年度までとし、公表日はその都度都市整備局指導部建築指導課長が定める。
- 2 公表期間内に公表事項に変更があった場合は、速やかに当該事項を更新するものとする。

(公表方法)

- 第5条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
 - (2) 都市整備局指導部建築指導課及び各区役所建設部(安佐南区役所、安佐北区役所、安芸区役所及び佐伯区役所にあっては農林建設部)建築課において、簿冊を閲覧に供する方法

(事前通知)

第6条 公表に当たっては、特定建築物の所有者又は管理者に対し、公表する旨を事前に通知 するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成28年6月1日から施行する。